

## 8 第7号 その他基準（消防法第35条の5第2項第7号）

傷病者の搬送及び傷病者の受入の実施に関し都道府県が必要と認める事項を次のとおりとする。

### （1）ヘリコプターの活用に関する基準

本県は南北に長く陸路での搬送に時間的な限界があることから、搬送手段の一つとして、「ドクターヘリ」を導入している。

ドクターヘリに関しては、三重県ドクターヘリ運航調整委員会の定める「三重県ドクターヘリ運用要領」に基づいて運航するものとする。

同要領6. 救急現場への運航（1）出動要請②判定基準 別紙1「ドクターヘリ要請基準」及び、（3）患者の搬送①搬送受入病院については、本実施基準に照らし合わせて運用するものとする。

三重県防災ヘリの救急活動への活用については、「救急救助活動における防災ヘリとドクターヘリの運航の考え方」に基づき実施することとする。

### （2）メディカルコントロール体制の充実

傷病者の適切な医療機関の搬送のためには、救急隊による傷病者の的確な観察、医療機関の選定及び傷病者の状況の伝達が必要である。

また、今後、実施基準を見直すにあたっては、医療機関の選定方法や傷病者の転帰情報の分析など、救急搬送に関する調査・分析を体系的に実施する必要があることから、これらの取組を担うメディカルコントロール体制の充実方法について、今後も引き続き検討し、充実を図ることとする。